

Ibaraki Teacher Training Center

著作権について

1

Ibaraki Teacher Training Center

著作権法とは

文章や写真、絵画、音楽、動画などの著作物を、その著作者に無断で他人に利用されない権利である著作権について定めた法律

4

Ibaraki Teacher Training Center

**知的財産権
(知的所有権)**

知的な創作活動によって何かを創り出した人に対して付与される「他人に無断で利用されない」権利

著作権

産業財産権
(工業財産権)

特許権 実用新案権
意匠権 商標権

その他

・半導体集積回路配置図に関する権利
・種苗法
・不正競争防止法 など

5

Ibaraki Teacher Training Center

著作者とは

「著作物」を創作した人

「著作者人格権」と「著作権(財産権)」を有する。
※創作された時点で自動的に付与(無方式主義)

- ・著作者人格権は、譲渡及び相続が不可能である。
- ・著作権は、譲渡及び相続が可能である。

5

Ibaraki Teacher Training Center

著作権とは

広義... 著作物を創作したことにより著作者に発生する権利

狭義... 広義の著作権のうち著作者人格権以外の財産的な権利

※ 著作物の公正な利用と著作者の保護との調和を図るために設定された。

3

Ibaraki Teacher Training Center

著作物とは

「著作者の権利」によって「保護」されているもの
(著作者に無断でコピーなどをしてはならないもの)

↓

思想又は感情を創作的に表現したもの
※「単なるデータ」「アイデア」「工業製品」等は著作物ではない。

言語、音楽、舞踊・無言劇美術、建築、地図・図形映画、写真、プログラムなど

6

Ibaraki Teacher Training Center

著作権の目的とならない著作物

国民に広く開放して利用されるべきもの

- ・憲法その他の法令
- ・国や地方公共団体又は独立行政法人の告示, 訓令, 通達
- ・裁判所の判決, 決定, 命令など
- ・上記の翻訳物や編集物で, 国や地方公共団体又は独立行政法人の作成するもの

7

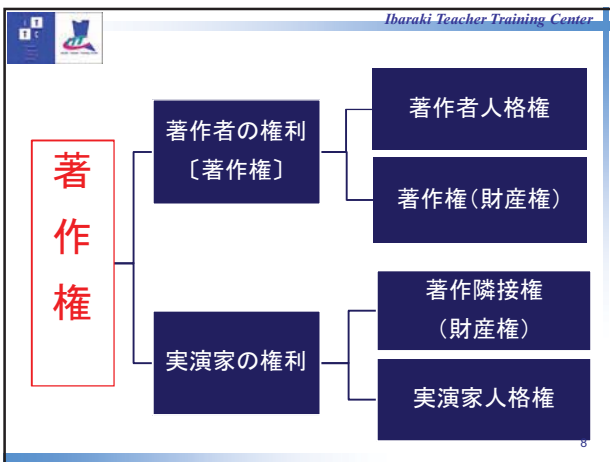
Ibaraki Teacher Training Center

著作権(財産権)

著作者の財産的利益を守るための権利

- ・複製権(第21条)
- ・上演・演奏権(第22条)
- ・上映権(第22条の2)
- ・公衆送信権・公の伝達権(第23条)
- ・口述権(第24条)
- ・展示権(第25条)
- ・頒布権・譲渡権・貸与権(第26条)
- ・二次著作物の創作権(第27条)
- ・二次著作物の利用権(第28条)

10



Ibaraki Teacher Training Center

著作権の保護期間

著作者の生存している期間+「死後50年」(原則)

著作権	保護期間
実名の著作物	死後50年
無名・変名の著作物	公表後50年 (死後50年経過が明らかであれば, そのときまで)
団体名義の著作物	公表後50年 (創作後50年以内に公表されなければ, 創作後50年)
映画の著作物	公表後70年 (創作後70年以内に公表されなければ, 創作後70年)

※ 死後, 公表後, 創作後の期間の計算は, 死亡, 公表, 創作の翌年の1月1日から起算される。なお, 保護期間中でもその著作権者の相続人がいないときは著作権は消滅する。

11

Ibaraki Teacher Training Center

著作者人格権

著作者が精神的に傷つけられないようにするための権利

- ・公表権(第18条)
 - …無断で公表されない権利
- ・氏名表示権(第19条)
 - …名前の表示を求める権利
- ・同一性保持権(第20条)
 - …無断で改変されない権利

保護期間: (原則として) 著作者の生存中

9

Ibaraki Teacher Training Center

著作物の利用

著作物を利用する際は, 著作権者から著作物の利用について許諾を受けなければならない。(第63条)

↓

著作権法では一定の条件を満たす場合には, その著作者の許諾を得なくても, その著作物を自由に利用することを認めている。

著作権の制限(第30条~50条)

12

Ibaraki Teacher Training Center

著作権の制限（権利制限規定）

- ・私的使用のための複製（第30条）
- ・図書館等における複製（第31条）
- ・引用（第32条）
- ・検定教科書等への掲載（第33条）
- ・学校教育番組の放送等（第34条）
- ・学校その他の教育機関における複製・公衆送信（第35条）
- ・試験問題としての複製・公衆送信（第36条）
- ・点訳のための複製等（第37条）
- ・非営利・無料の場合の上演等（第38条）
- ・美術品、写真の原作品の所有者による展示（第45条）
- ・屋外設置の美術品、建造物の利用（第46条）
- ・美術展の小冊子の製作に伴う複製（第47条）
- ・プログラムの所有者による複製等（第47条の2）

13

Ibaraki Teacher Training Center

「出所の明示」の具体的内容は…

- 書籍の場合
 - ・ 書名， 作品名， 著作者名，
出版社名， 発行年
- 雑誌・新聞の場合
 - ・ 掲載紙誌名， 記事・論文名，
著作者名， 発行年月日

16

Ibaraki Teacher Training Center

第32条第1項(引用)

公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行われるものでなければならない。著作者人格権を侵害しないこと

- ①「公表された著作物」
- ②「引用して利用すること」明瞭区別性
- ③「公正な慣行に合致する」必然性、出所の明示
- ④「目的上正当な範囲内」主従の関係

14

Ibaraki Teacher Training Center

第35条(学校その他の教育機関における複製)

学校その他の教育機関(営利を目的として設置されているものを除く。)において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作物の利益を不当に害することとなる場合は、この限りではない。

17

Ibaraki Teacher Training Center

「明瞭区別性」を満たすためには…

- 言語の著作物の場合
 - ・ 引用文をカギカッコで括る
 - ・ 引用文の先頭を一段落落とす
 - ・ 引用文の字体を変える など
- 図表、写真、絵画の著作物の場合
 - ・ 引用箇所付近に出典を明記する など

15

Ibaraki Teacher Training Center

第35条(学校その他の教育機関における複製)

- (1) 教育機関であること
- (2) 営利を目的としていないこと
- (3) 授業にかかわる者自身がコピーすること
- (4) 授業の過程において使用すること
- (5) 必要な最小限の部数であること
(当該学級の児童生徒数分)
- (6) すでに公表されている著作物であること
- (7) 著作権者の利益を不当に侵さないこと

18

Ibaraki Teacher Training Center

学校のWebページでも
気をつけるべきことは？

<http://www.cric.or.jp/qa/hajime/hajime7.html>

19

Ibaraki Teacher Training Center

最近の著作権法改正

(2013年1月1日から施行)

デジタル化・ネットワーク化の進展に伴い、著作物の利用態様の多様化等や著作物の違法利用・違法流通が常態化していることに対し、以下の規定を整備した。

- ・「写り込み」等に係る規定
- ・技術保護者手段に係る規定等

詳細は文化庁のWebページ参照
http://www.bunka.go.jp/chosakuken/24_houkaisei.html

22

Ibaraki Teacher Training Center

児童生徒の作品 → 公開

作品の複製, 公衆送信

- 作品の著作者である児童生徒の了解が必要
- 児童生徒は未成年者であるから、このような法律行為には親権者・後見人の同意が必要

20

Ibaraki Teacher Training Center

著作権について

<終>

23

Ibaraki Teacher Training Center

他人の著作物 → 公開

作品の複製, 公衆送信, 変形

- スキャナで読み込む(複製)
 - ホームページへの利用
(私的使用の目的 ×)
- 他人の著作物 → トリミング
(同一性保持権の侵害)

21